

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部を改正する通達について

令和 5 年 8 月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容を具体的に示すものとして、「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）」を定めているところ。

同解釈の別表第十において、電気用品の電波雑音の強さの許容値について規定しているが、マルチメディア機器や家庭用医療機器について、最新の国際的な通信障害対策を採用している IEC 規格（うち電波雑音に関する EMC 規格を CISPR という。）の内容を反映させるための見直し・改正を行う。

また、同解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示しているが、今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みの J I S の最新版への見直し・改正を行う。

2. 改正の内容

【別表第十】

LED ランプや照明器具にかかる電波雑音については、国際的な技術動向を反映させるための改正を一昨年来行っているところ、今回、マルチメディア機器や家庭用医療機器についても、国際規格である CISPR32 等に準拠するための同様の見直し・改正を行う。

【別表第十二】

採用済みの国際規格（IEC 規格）に準拠した J I S を、最新の J I S に置き換える改正を行う（7規格：別添参照）。

3. 今後のスケジュール

改正施行：8月1日。ただし、改正から3年間は、なお従前の例によることができるものとする。

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60335-2-29 (2023)	JIS C 9335-2-29:2019 +追補1:2023	IEC 60335-2-29第5版(2016) +Amd.1(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－29部:バッテリーチャージャの個別要求事項	J60335-2-29 (2019)	JIS C 9335-2-29:2019
2	J60335-2-32 (2023)	JIS C 9335-2-32:2023	IEC 60335-2-32第5版(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－32部:マッサージ器の個別要求事項	J60335-2-32 (H30)	JIS C 9335-2-32:2018
3	J60335-2-40 (2023)	JIS C 9335-2-40:2022 +追補1:2023	IEC 60335-2-40第6版(2018)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－40部:エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	J60335-2-40 (H20)	JIS C 9335-2-40:2004
4	J60335-2-60 (2023)	JIS C 9335-2-60:2023	IEC 60335-2-60第4版(2017)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－60部:渦流浴槽機器、渦流スパ及びこれらに類する機器の個別要求事項	J60335-2-60 (H30)	JIS C 9335-2-60:2017
5	J60335-2-96 (2023)	JIS C 9335-2-96:2023	IEC 60335-2-96第2版(2019)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 －第2－96部:室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子及びこれを用いる機器の個別要求事項	J60335-2-96 (2019)	JIS C 9335-2-96:2019
6	J60947-4-1 (2023)	JIS C 8201-4-1:2023	IEC 60947-4-1第4版(2018)	低圧開閉装置及び制御装置 －第4－1部:接触器及びモータスタータ:電気機械式接触器及びモータスタータ	J60947-4-1 (2020)	JIS C 8201-4-1:2020
7	J60974-6 (2023)	JIS C 9300-6:2023	IEC60974-6第3版(2015)	アーク溶接装置 －第6部:限定使用率アーク溶接装置	J60974-6 (H26)	JIS C 9300-6:2013